

工場・事業場経営者のみなさまへ

— 規制基準を守って静かなまちづくりにご協力を —



規制基準を守りましょう。

●騒音や振動には「規制基準」が定められています。

(騒音規制法第5条、振動規制法第5条、大阪府生活環境の保全等に関する条例第85条)

工場及び事業場は、その敷地境界線上で規制基準を守らなければなりません。

■騒音に係る規制基準（府条例規則第54条）

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分		朝 (午前6時～午前8時)	昼 間 (午前8時～午後6時)	夜 間 (午後9時～翌日午前6時)
		夕 (午後6時～午後9時)		
ア. 第1・2種低層住居専用地域、 田園住居地域		45	50	40
イ. 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域、準住居地域、 市街化調整区域		50	55	45
ウ. 近隣商業地域、商業地域、 準工業地域		60	65	55
エ. 工業地域 及び工業 専用地域 等	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び上記イの区域の境界線から15メートル以内の区域	60	65	55
	その他の区域	65	70	60

■振動に係る規制基準（府条例規則第54条）

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分		昼 間 (午前6時～午後9時)	夜 間 (午後9時～翌日午前6時)
		ア. 第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域、準住居地域、田園住居 地域、市街化調整区域	
イ. 近隣商業地域、商業地域、準工業地域		65	60
ウ. 工業地域 及び工業 専用地域 の一部	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び上記アの区域の境界線から15メートル以内の区域	65	60
	その他の区域	70	65

●改善勧告及び改善命令（法第12条、府条例第86条）

規制基準が守られていない場合、騒音・振動の防止等について、改善勧告、改善命令を受けることがあります。

施設の届出は忘れずに！

●騒音や振動が発生する施設を設置する場合等には届出が必要です。

法に基づき届出が必要な施設を「特定施設」といい、府条例に基づき届出が必要な施設を「届出施設」といいます。

●届出の種類には次のようなものがあります。

- ・工場の新設等、初めて施設を設置する場合・・・設置届出（法第6条、府条例第87条）
- ・法または府条例の改正により追加された施設がすでに設置されている場合
法の特定施設を全廃した時、既に条例の届出施設が設置されている場合
・・・使用届出（法第7条、府条例第88条）
- ・施設を増設する場合・・・数変更届出（法第8条、府条例第89条）
- ・騒音、振動の防止方法を変更する場合・騒音等防止方法変更届出（法第8条、府条例第89条）
- ・届出者の氏名、住所等を変更する場合・・・氏名等変更届出（法第10条、府条例第91条）
- ・すべての施設の使用を廃止する場合・・・使用全廃届出（法第10条、府条例第91条）
- ・すべての施設を譲り受けまたは借り受けた場合・・・承継届出（法第11条、府条例第92条）

●設置届出、数変更届出及び騒音（振動）防止方法変更届出については、設置等の工事開始の30日前までに、その他の届出については、当該変更等のあった日から30日以内に行ってください。

（注）法に基づく届出は府条例に基づく届出に優先しますので、法に基づく届出をされた場合には府条例に基づく届出は必要ありません。

ただし、工業専用地域において特定施設を設置する場合には、府条例に基づく届出が必要になります。

●計画変更勧告及び改善命令（法第9条、府条例第90条）

設置届出、数変更届出及び騒音（振動）防止方法変更届出の内容が規制基準に適合しないときは、計画変更勧告を受けることがあります。

また、計画変更勧告に従わず施設を設置した場合には、改善命令を受けます。

**改善命令等に従わない場合は、
罰則が科せられます。**

●罰則（府条例第112条、第114～117条）

虚偽の届出等適切な届出をしない場合や、検査を拒み妨げる場合、改善命令に従わない場合には、懲役、罰金又は過料が科せられます。（騒音規制法第29条～第31条・第33条、振動規制法第24条～第26条・第28条、条例第112条・第115条・第116条）

従業員等が業務に関して違反行為を行った場合、行為者のほかに経営者に対しても罰金が科せられます。（騒音規制法第32条、振動規制法第27条、条例第117条）

届出が必要な施設は次のものです。

●騒音・振動特定施設（届出施設）一覧表（法施行令第1条、府条例規則第51条）

施設名	騒音		振動		備考	
	法	府条例	法	府条例		
金属加工機械						
圧延機械	*22.5kW	*22.5kW			*原動機の定格出力の合計	
製管機械	○	○				
ベンディングマシン	*3.75kW	*○		○	*ロール式に限る	
液圧プレス	*○	*○	*○	*○	*矯正プレスを除く	
矯正プレス		○		○		
機械プレス	*294kN	○	○	○	*呼び加圧能力（キロニュートン）	
せん断機	3.75kW	○	1kW	○		
鍛造機	○	○	○	○		
ワイヤーフォーミングマシン	○	○	37.5kW	*15kW	*原動機の定格出力の合計	
ブラスト	*○	○			*タンブラスト以外のもので密閉式のものを除く	
タンブラー	○	○				
自動旋盤		*○			*棒材作業用のものに限る	
数値制御フライス盤		○				
マシニングセンタ		○				
平削盤		○		○		
切断機（と石を用いるものに限る）	○	○				
グラインダー		*○			*工具用及び精密加工用を除く *垂鉛版用以外は2台以上	
自動やすり目立機		5kW				
圧縮及び送風機						
空気圧縮機	(振動) 圧縮機	*7.5kW	3.7kW	*7.5kW	*7.5kW	*環境大臣指定の機器を除く 冷凍機及び空調機に使用されているものを除く
空気圧縮機以外の圧縮機			3.7kW			
送風機		7.5kW	3.7kW			冷凍機及び空調機に使用されているものを含む
粉砕機						
土石用等の粉砕機、摩砕機、ふるい、分級機		7.5kW	○	7.5kW	3.7kW	
穀物用製粉機		*7.5kW	○		3.7kW	*ロール式に限る
穀物用製粉機を除く食品加工用粉砕機			○		*3.7kW	*破砕機、摩砕機を含む
その他の用に供する粉砕機			*○		*3.7kW	*破砕機、摩砕機を含む
繊維機械						
織機		*○	*○	*○	*○	*原動機を用いるもの
紡績機械			○			
編組機			*○			*2台以上
撚糸機			○			
建設用資材製造機械						
コンクリートプラント		*0.45m ³	*○		○	*混練容量、気ほうコンクリートプラントを除く
コンクリートブロックマシン				*2.95kW	*2.95kW	*原動機の定格出力の合計
コンクリート管・柱製造機械				*10kW	*10kW	*原動機の定格出力の合計
アスファルトプラント		*200kg	○			*混練重量

施設名	騒音		振動		備考
	法	府条例	法	府条例	
木材加工用機械					
ドラムバーカー	○	○	○	○	
チッパー	2.25kW	2.25kW	2.2kW	2.2kW	
碎木機	○	○			
帯のご盤	*15kW	○			*製材用
	**2.25kW	○			**木工用
丸のご盤	*15kW	○			*製材用
	**2.25kW	○			**木工用
かんな盤	2.25kW	○			
抄紙機	○	○			
印刷機械	*○	*○	2.2kW	2.2kW	*原動機を用いるもの 事務用機械、紙工機械等を除く
ロール機					
ゴム練用又は合成樹脂 練用ロール機		○	*30kW	*30kW	*カレンダーロール機を除く
その他のロール機		*○			*金属及び食品加工用を除く
合成樹脂成形加工機械					
合成樹脂用射出成形機	○	○	○	○	
その他の合成樹脂成形 加工機械		○		*15kW	*原動機の定格出力の合計
鋳造型機	*○	*○	*○	*○	*ジョルト式に限る
エヤーハンマ		○			
走行クレーン		*5t		*5t	*つり上げ能力
工業用動力ミシン		*○			*3台以上
紙工機械		*3.7kW		*15kW	*原動機の定格出力の合計
遠心分離機		*1.2m		*1.2m	*直径
集じん装置		○			
かくはん機		3.7kW			
電気炉		*○			*鉄鋼及び非鉄金属製造用の ものに限る
ロータリーキルン		○			
冷凍機及び空調機		*7.5kW			*クーリングタワーを有せず室 外機に圧縮機又は送風機を 有するもの
クーリングタワー		2.2kW			
スチームクリーナー		*7.5kW			*原動機の定格出力の合計
石材用の切断機及び切削機		○			
オイルバーナー		*○			*ロータリー式、ガンタイプ式 を除く

〔表の見方〕

- ・「法」の欄に○または数値のあるものが特定施設で、「府条例」の欄に○または数値のあるものが届出施設です。
- ・表中の数値、例えば7.5kWは原動機の定格出力が7.5kW以上のものについて届出が必要であることを示します。(kNは、キロニュートンを表します。)
- ・表中の「*」は、条件付であることを表し、その条件は備考欄に示しています。

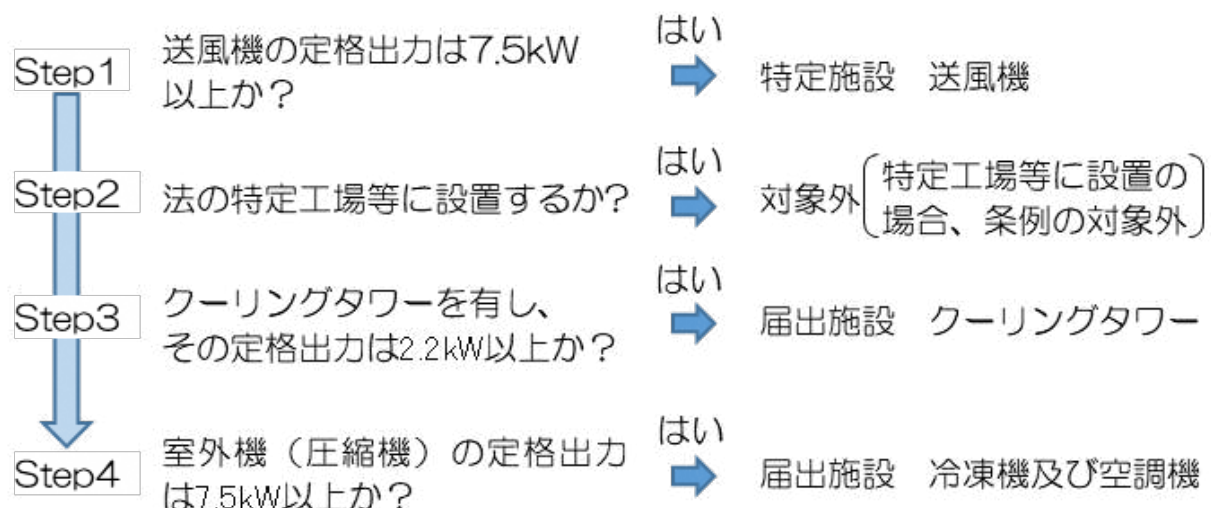
静かなまちづくりにご協力を

- 東大阪市においては騒音・振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出のほか「東大阪市生活環境保全等に関する条例」に基づく許可申請が必要です。（不要の場合あり）
- 各届出等の詳細につきましては下記までお問い合わせください。
東大阪市環境部公害対策課
〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市総合庁舎 15階
電話 06-4309-3000（代）
06-4309-3204～3205（直通）
Fax 06-4309-3829
E-mail kogaitaisaku@city.higashiosaka.lg.jp

● よくあるお問合せ（冷凍空調機関係）

● 騒音関係の冷凍機及び空調機に係る特定施設と届出施設の判断方法（法規制地域） （前提）

- ・ 冷凍機及び空調機に内蔵される空気圧縮機は、法の特定施設には該当しませんが、定格出力7.5kW以上の送風機を付帯している場合は、特定施設に該当します。
- ・ 条例は、主用途により届出施設の該当性を判断します。例えば、冷凍機及び空調機は、「冷凍機及び空調機」として届出施設の該当性を判断し、付帯する空気圧縮機や送風機は届出施設に該当しません。
- ・ 原動機が複数ある場合は、その定格出力のうち最大のもので判断します。



東大阪市 環境部 公害対策課

（令和5年2月改正）